

伊豆フィルハーモニー管弦楽団 理事役員選考規程

目 次

第一章 総 則

第 1 条 (目 的)

第二章 理事役員

第 2 条 (理事役員の構成と種別および定数)

第 3 条 (理事役員の任期と仮執行権)

第三章 理事を選出する団員資格

第 4 条 (理事選挙の選挙権)

第 5 条 (理事選挙の被選挙権)

第四章 理事選挙の方法

第 6 条 (理事選挙の投票方法および当選者数)

第五章 理事選挙の手順

第 7 条 (理事選挙の準備と執行)

第 8 条 (選挙管理委員会の役割)

第 9 条 (理事選挙による選出者の役割と議事推進の方法)

第 10 条 (その他の発生事項の取りきめ方)

第一章 総 則

第1条 (目 的)

伊豆フィルハーモニー管弦楽団（以下、楽団）は、最上位規則に位置する「規約」を基とし、楽団が健全な発展をとげる運営体制を築くため、楽団組織を牽引し事業計画等を執行する「理事ならびに役員」を団員の総意をもって選出する理事役員選考規程（以下、理事役選規程）を定めます。

第二章 理事役員

第2条 (理事役員の構成と種別および定数)

1) 理事役員を構成する枠数：

- ①理事選出選挙当選者（以下、理事選当選者）の7名
- ②理事予定者会議が推薦指名（以下、推薦理事）する2名以内（理事予定者会議の構成員となる）
- ③楽団の関連団体である伊豆フィルを育てる会（以下、育てる会）および伊豆フィル友の会（以下、友の会）が推薦する楽団外組織理事（以下、楽団外理事）として各1名以内
- ④理事予定者会議が推薦指名する楽団内外の非演奏者（以下、ノンプレー理事）1名以内
- ⑤理事会構成役員として選出する監事2名

2) 理事役員の名称と定数

①執行理事

- i) 代 表：1名 (理事選当選者7名による選考：本規程第9条参照)
- ii) 副 代 表：若干名 (理事予定者会議構成員から選出)
- iii) 演奏委員長：1名 (同 上)

iv) 事務局長：1名 (同 上)

②特任理事

i) 財 務：1名 (同 上)

ii) 広 報：1名 (同 上)

③推薦理事：2名以内 (理事予定者会議による選出)

④無任所理事

特定の職務を分掌しない理事とします。

i) 楽団外理事：2名以内 (育てる会・友の会からの推薦)

ii) ノンプレー理事：1名以内 (理事予定者会議による選出)

⑤監 事：2名 (同 上)

監事は、楽団事業の執行状況および会計業務に関して監査を行い、総会ならびに理事会他の諸会議
に出席することができ、監査員としての意見を述べることができます。

第3条 (理事役員の任期と仮執行権)

- 1) 理事役員の任期は、任期末の理事選出選挙（本規程において理事選挙という）の投票結果により選出された当選理事ほかによって組織された次期理事予定者会議（以下、理事予定者会議）期間を含む当該新年度期首より2カ年とします。
- 2) 理事予定者会議の発会より総会承認に至る間は、規約第16条により付与される仮執行権のもと楽団を運営します。
- 3) 現任理事会の残任期間内にあって、理事予定者会議がとりまとめた組織案ならびに事業案の準備推

進については現任理事会の残任期内であっても、その承認を得ることなく当該年度執行案をとり纏めることができます。

第三章 理事を選出する団員資格

第4条（理事選挙の選挙権）

- 1) 理事選挙の選挙権は、入団日から起算し休団期間を除いて180日以上団員資格をもつ16歳以上の団員にあります。ただし、理事選挙実施日が休団期間に当たらないこととします。

第5条（理事選挙の被選挙権）

- 1) 理事選挙の被選挙権は、入団日から起算して休団期間を除き18カ月以上活動を経過する20歳以上の団員にあります。ただし、理事選挙実施日が休団期間に当たらないこととします。
- 2) 現任の代表は、団員の投票意志決定に左右されない立場で理事選挙を見守るべく被選挙権団員枠から除かれます。

第四章 理事選挙の方法

第6条（理事選挙の投票方法および当選者数）

- 1) 理事役員の任期満了にともなう新理事を選出するための団員による理事選を執り行います。その結果、有効得票数上位7名を理事選当選者とします。ただし、得票順7位に、同数得票者があった場合、選管委員会はこれを協議し、単一者にとり決め裁定します。
- 2) 団員は、選管委員会が送付した指定する投票用紙および記入方法により、被選挙権団員名簿の中から7名以内を選び、無記名で指定日に投票します。ただし、選管委員会が定める方法以外の投票記載

は無効となります。

- 3) 不在者投票は、投票指定日前までに、本条2) の定めにもとづき封印のうえ事前投票し、選管委員会はこれを受理します。
- 4) 開票と発表は、指定選挙日に執り行ないます。

第五章 理事選挙の手順

第7条（理事選挙の準備と執行）

- 1) 現任の理事会は、理事選挙の投票日および投票時間を決定し、理事選挙の準備執行にあたる選管委員を任命します。選管委員会は事務局長を含む3名以上5名以内とし、少なくとも理事選実施日の30日前までにこれらを執り行い、公示します。
- 2) 選管委員会の正副委員長は、選管委員の互選により取り決めします。

第8条（選挙管理委員会の役割）

- 1) 選管委員会は、理事役選規程にもとづき団員に対し理事選挙の日程と投票要領および被選挙権団員名簿等を14日前までに着便するよう郵送します。
- 2) 選管委員会は、理事選挙の結果による理事選当選者7名を公示します。
- 3) 選管委員は、当選順位、得票数等の内容について守秘義務を負います。
- 4) 理事選当選者7名の中で、何らかの理由により欠員が生じた場合、選管委員会は、掌握している得票次点者を追認公示します。
- 5) 選管委員会は、理事選当選者会の発足とその初回会合の開催を確認する作業をもって解散します。

第9条（理事選挙による選出者の役割と議事推進の方法）

1) 理事選当選者による初頭議事の進め方：

- ①理事選当選者 7 名は、選管委員会が促した初回の理事選当選者会を速やかに開催します。
- ②理事選当選者会は、互選により座長 1 名を取り決めます。
- ③理事選当選者を含む全ての有権団員の中から、続任、新任を問わず代表予定者を選考し、当該本人の受諾了承を得ます。この際、現代表が続任とならず、理事選当選者の一人が代表予定者に選出された場合は、選管委員会が把握している得票次点者 1 名を理事予定者として追認公示します。

2) 理事選当選者会は、座長を代表予定者と交替し、後続を理事予定者会議と称して以下のように進めます。

- ①推薦理事 2 名以内を選出することができます。
- ②ノンプレー理事 1 名以内を選出することができます。
- ③楽団外理事 2 名以内を選出することができます
- ④代表予定者は、各担当理事の職務分掌および、その他の楽団組織を構成する各委員会委員長人事を取りまとめ、当該年度の組織（案）を内定します。
- ⑤監事 2 名を楽団内外の有識者から選出します。

3) 定時総会承認までの進め方：

- ①新年度期首から定時総会までの間、規約第四章第 16 条の定めによる仮執行権のもと、理事予定者会議が取り決めた組織案、人事案、事業案、予算案を遂行することができます。これらについては各案の内容を団員が閲覧できる方法にて公示します。
- ②理事予定者会議および理事会の議決は、理事選当選理事にくわえ規約第四章 15 条 1) から 6) までの定めによって選出された理事がもつ議決権により執りおこないます。

- ③理事予定者会議は、次回以降、総会承認までの間の議事にあたっては、規約第四章 16 条の定めに沿い仮執行運営をします。その際、理事会開催の取り決めに従い、議事録を作成し議事録署名人の署名を得ます。
- ④当該年度に突入し仮執行している組織案、人事案、事業案、予算案は、定時総会にて審議され、承認を受けたのち本執行となります。
- ⑤理事予定者会議および理事会の表決は、監事および、本規程第二章第 2 条 1) ①、②、③が定める理事以外の構成員は発言権を得ても議決権を有せず理事のみによる議決とします。ただし、特別委員会が提出した議案についてのみ所轄の特別委員会委員長（もしくは付託代理者）は議決権を有します。

第 10 条（その他の発生事項の取りきめ方）

- 1) 上記全条以外に係わる事項が発生した場合は、規約に照らし、理事会がこれを判断して取り扱いを決めます。

附 則

（施行日）

- 1) 本規程は、2017 年 1 月 1 5 日より効力を発します。

以上